

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

靖国神社の「公式参拝」に関する意見書

今年も、終戦記念日が近づいてまいりました。私たちは、多年、政府を代表する総理をはじめ閣僚が、靖国神社に「公式」に「参拝」をすることは、憲法に定める「政教分離」に違背するものであり、厳に慎まれますようにと歴代の内閣総理大臣に申し上げてまいりました。

総理をはじめ閣僚による靖国神社への「公式参拝」は、憲法に定める「信教の自由」を侵害するものであります。歴史的に見ても、その内容からしても「信教の自由」はあらゆる基本的人権の源泉であります。総理、閣僚による靖国神社への「公式参拝」は、政治権力によってすべての基本的人権を否定することにつながるものと思量いたします。

「信教の自由」の侵害は、政府によって特定の宗教が他の宗教より価値が高いものとして扱われたり、他の宗教より価値が低いものとして扱われたりするところから始まります。その中で、最も批判されるべきものは、政治家が宗教団体を政治利用することであり、その逆に、宗教団体が政治を利用することです。靖国神社が特定の宗教団体であることは論を俟ちません。

残念なことに、現在、靖国神社をめぐる状況は純粋な宗教性から離れてしまい、政治的なものになってきていると感ぜられてなりません。今日、靖国神社は政治家が参拝するだけで政治問題化する神社となってきているのではないのでしょうか。私たちは、総理をはじめ閣僚が靖国神社を参拝される場合は、いかなる意味でもそれが政治的なものにならないように厳格な配慮をしていただきたく、あらためてお願い申し上げます。

安倍内閣におかれましては、憲法が規定する「信教の自由」と「政教分離」原則を、再度、ご確認たまわり、国民誰もがわだかまりなく戦争犠牲者を追悼することができるよう、賢明な判断と行動をとられますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成二十九年七月二十一日

新日本宗教団体連合会
信教の自由委員会委員長 本山 一博